

## 中小企業対策の抜本的充実を求める意見書

中小企業が、かつてない危機にさらされている。大多数が赤字経営に陥り、これまでに例をみない高水準の倒産・廃業が続いている。下請中小企業は、大企業のリストラ、大幅なコストダウンによって塗炭の苦しみを押しつけられ、商店街、中小小売店は、消費不況と大型店の進出で『二重苦』に痛めつけられている。銀行の貸し渋り・資金回収が激化し、商工ローンの被害も大きな問題となっている。

昨年の国会で改正された中小企業基本法は、こうした危機にある中小企業を守り、育てるものになっていない。それどころか、「従業員の生活水準が向上するよう適切な配慮」「経済的社会的制約による不利を是正」など、改正前の法律に明記されていた中小企業を守る理念や建前もなくしてしまい、中小企業対策をベンチャーなど一部の企業のテコ入れに重点化し、圧倒的多数の中小企業をわきに置いてしまうものである。

中小企業の深刻な危機は、日本の経済や社会の土台を危うくする。いまの不況の最大の要因である個人消費の落ち込みを回復させる思い切った対策によって、不況を打開するとともに、中小企業に対して文字どおり「日本経済の主役」にふさわしい対策を確立することが政府の緊急重要課題である。

よって、本市議会は、政府に対し、中小企業の保護・育成について国の責任を明確にするとともに、中小企業予算を抜本的に増額し、これまでの出資金や利子補給などの融資中心から、中小企業の経営を直接支える支援を行うように変えること。大企業・大銀行の横暴を規制し、中小企業の事業活動を守るルールを確立すること を柱に、中小企業対策を本格的に強化することを強く要請する。

上記、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年 3月29日

三鷹市議会議長 金井富雄